

平成十六年十月

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の  
協定の説明書

外

務

省

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の内容	一
1 目的（第一章）	一
2 一般的定義（第二章）	一
3 物品の貿易（第三章）	一
4 原産地規則（第四章）	一
5 原産地証明書及び税関手続（第五章）	一
6 二国間セーフガード措置（第六章）	一
7 投資（第七章）	一
8 国境を越えるサービスの貿易（第八章）	一
9 金融サービス（第九章）	一
10 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在（第十章）	一
11 政府調達（第十一章）	一
12 競争（第十二章）	一
13 ビジネス環境の整備（第十三章）	一
14 二国間協力（第十四章）	一
15 紛争解決（第十五章）	一
三 二 二 二 二 一 ○ ○ 九 六 五 四 三 一 一 一 一 一	

16	協定の実施及び運用（第十六章）
17	例外規定（第十七章）
18	最終規定（第十八章）
19	附属書
20	実施取極
三	協定の実施のための国内措置

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

平成十四年十月の我が国とメキシコとの間の首脳会談において、二国間の経済連携強化に関する協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、同年十一月より両国間で交渉を行つた結果、協定案文について最終的合意をみるに至つたので、平成十六年九月十七日にメキシコ市において、我が方小泉内閣総理大臣と先方ビセンテ・フォツクス・ケサーダ大統領との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

この協定は、我が国とメキシコ合衆国との間において貿易及び投資の自由化、並びにビジネス関係者等の自由な移動を促進し、ビジネス環境の整備、人材育成、中小企業支援等における協力を含む幅広い分野での連携を強化するものである。この協定の締結により、両国の経済が一段と活性化され、両国間の経済上の連携が強化され、ひいては両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文百七十七箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成つてゐるほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。

### 1 目的（第一章）

協定の目的について定める。（第一条）

### 2 一般的定義（第二章）

協定における用語の一般的定義について定める。（第二条）

### 3 物品の貿易（第三章）

#### (一) 一般規則（第一節）

(1) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の產品に対し内国民待遇を与える旨定め

る。 (第三条)

(2) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。 (第四条)

(3) 各締約国は、原產品について、附属書一の自國の表に定める条件に従つて、関税を撤廃し又は引き下げるとともに、当該表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない旨定める。 (第五条)

(4) いずれの締約国も、自國から他方の締約国に輸出される產品についていかなる税も課し、又は維持してはならない旨定める。 (第六条)

(5) 一方の締約国は、他方の締約国の產品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる產品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないかなるものも新設し、又は維持してはならない旨定める。 (第七条)

(6) 両締約国は、附属書三に規定する蒸留酒の地理的表示が世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第二十二条1に規定する地理的表示であることに合意し、同協定の関連規定に基づく地理的表示の保護に関する義務を遵守する旨定める。 (第八条)

(7) 物品の貿易に関する小委員会を設置する旨定める。 (第九条)

(8) 協定の効力発生の日に、両締約国のが第一節、第四章及び第五章の規定に基づく任務を遂行するために必要な統一規則を合同委員会において採択する旨定める。 (第十条)

(9) 第一節における用語の定義について定める。 (第十一条)

## (二) 衛生植物検疫措置 (第二節)

(1) 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する旨定める。 (第十二条)

(2) 各締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応じ及び、適当な場合には、関連する情報を提供する能力を有する照会所を指定する旨定める。 (第十三条)

- (3) 衛生植物検疫措置に関する小委員会を設置する旨定める。 (第十四条)
- (4) 第二節の規定には、第十五章の紛争解決手続を適用しない旨定める。 (第十五条)
- (三) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続 (第三節)
- (1) 兩締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する旨定める。 (第十六条)
- (2) 兩締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において兩締約国政府間の協力を発展させる旨定める。 (第十七条)
- (3) 各締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの妥当な照会に応じ及び、適當な場合には、関連する情報を提供する能力を有する照会所を指定する旨定める。 (第十八条)
- (4) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会を設置する旨定める。 (第十九条)
- (5) 第三節の規定には、第十五章の紛争解決手続を適用しない旨定める。 (第二十条)
- (6) 第三節の規定は、衛生植物検疫措置については、適用しない旨定める。 (第二十一条)
- 4 原産地規則 (第四章)
- (一) 原産品について定める。 (第二十二条)
- (二) 產品の域内原産割合を算定する方式等について定める。 (第二十三条)
- (三) 產品の生産に使用する材料の価額の算定方法について定める。 (第二十四条)
- (四) 產品の生産に使用する非原産材料であつて、附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われないすべてのものの価額の総額が当該產品の取引価額の十パーセント以下であり、かつ、当該產品が第四章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該產品は、原産品とすること等について定める。 (第二十五条)
- (五) 產品の生産者は、產品の生産に使用する自己生産の材料を中間材料として指定することができる旨定める。 (第二十六条)
- (六) 產品の生産者は、当該產品に組み込まれている材料の生産のうち一方又は双方の締約国における生産者によるものを自らが行つ

たものとみなし、自らによる生産と累積することができる旨定める。（第二十七条）

(七) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合において、これらの材料が原産材料であるか否かについて決定する方式等について定める。（第二十八条）

(八) セット、キット又は複合的な產品は、当該セット、キット又は複合的な產品に含まれるすべての產品がそれぞれの產品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合等には、原産品とする旨定める。（第二十九条）

(九) 間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とする旨定める。（第三十条）

(十) 產品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該產品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の要件を満たす場合には、当該產品に係る関税分類の変更の要件について考慮しない旨定める。（第三十一条）

(十一) 產品の小売用の包装材料及び包装容器については、当該產品に係る関税分類の変更の要件について考慮しない旨定める。（第十二条）

(十二) 產品の船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該產品に係る関税分類の変更の要件及び域内原産割合の要件について考慮しない旨定める。（第三十三条）

(十三) 產品は、単純な作業が行われることのみを理由として原産品としてはならない旨定める。（第三十四条）

(十四) 原產品は、生産された後、両締約国外において更なる生産又は作業が行われるとき等は、非原產品とみなす旨定める。（第三十五条）

(十五) 產品又は材料の取引価額を決定するに当たつての原則等について定める。（第三十六条）

(十六) 原産地規則、原産地證明書及び税関手続に関する小委員会を設置する旨定める。（第三十七条）

(十七) 第四章における用語の定義について定める。（第三十八条）

## 5 原産地證明書及び税關手續（第五章）

### (一) 原產地證明（第一節）

(1) 原産地證明書の目的、發給等について定める。（第三十九条）

(2) 関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して課される義務について定める。 (第四十条)

(3) 原産地証明書の申請を行つた輸出者に対して課される義務について定める。 (第四十一条)

(4) 原産地証明書の提出が不要となる一定の場合について定める。 (第四十二条)

(二) 運用及び執行（第二節）

(1) 輸出者、生産者及び輸入者による記録の保管並びに原産地証明書の発給に係る記録の保管について定める。 (第四十三条)

(2) 輸入締約国が関税上の特恵待遇を与えられる产品が原産品であることを確認するための手続等について定める。 (第四十四条)

条

(3) 提供された情報の秘密性の保持等について定める。 (第四十五条)

(4) 虚偽の申告書等を提出した輸入者、輸出者及び生産者に対する罰則その他の制裁を定め、又は維持する旨定める。 (第四十六条)

(5) 税関当局の決定に対して輸入者が一定の不服申立制度を利用することが認められる旨定める。 (第四十七条)

(6) 協定の効力発生の日に輸送中の产品又は保税地域に一時蔵置されている产品について、一定の条件の下に協定の適用が可能となる旨定める。 (第四十八条)

(7) 第一節及び第二節における用語の定義について定める。 (第四十九条)

(三) 貿易の円滑化のための税関協力（第三節）

各締約国が、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、協力して努めることについて定める。 (第五十条)

6 二国間セーフガード措置（第六章）

(一) 原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。 (第五十一

条)

(二) 各締約国が二国間セーフガード措置の手続に関する法令等の運用の一貫性等を確保する旨定める。 (第五十二条)

(三) 一方の締約国は、第五条の規定に基づく関税撤廃等の結果、他方の締約国から輸入された原産品の絶対量の増加した数量が自国

の国内産業に対する重大な損害等の重要な原因となつてゐるときは、当該損害の防止等のために必要な最小限度の範囲において、

二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。（第五十三条）

- (四) 遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。（第五十四条）

(五) 締約国が、二国間セーフガード措置をとる場合の調査等の手続について定める。（第五十五条）

- (六) 第六章における用語の定義について定める。（第五十六条）

## 7 投資（第七章）

### (一) 投資（第一節）

(1) 第七章の規定が適用される範囲について定める。（第五十七条）

- (2) 各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第五十八条）
- (3) 各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最惠国待遇を与える旨定める。（第五十九条）

- (4) 各締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇を与える旨定める。（第六十条）
- (5) 締約国が収用等の措置をとる場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。（第六十一条）
- (6) 各締約国は、武力紛争等により自国区域内の投資財産が被つた損失に関して採用し又は維持する措置について、他方の締約国の投資家等に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える旨定める。（第六十二条）
- (7) 各締約国は、投資家の投資財産に関連するすべての資金の移転が、自由に遅滞なく行われることを認める旨定める。（第六十三条）

- (8) 各締約国は、一方の締約国の投資家の投資財産である他方の締約国の企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない旨定めるとともに、当該企業の取締役会の構成員の過半数が特定の国籍を有する者であること

等を要求することができる旨定める。（第六十四条）

(9) 各締約国は、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を行つてはならない旨定める。（第六十五条）

(10) 附属書六又は八に記載される現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持義務が課される旨定める。附属書七に記載される分野については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持義務は課されない旨定める。

（第六十六条）

(11) 各締約国は、第七章の規定等の実施に著しく影響を及ぼす可能性があると認める新たな措置について、他方の締約国に対し最大限可能な範囲で通報する旨定める。（第六十七条）

(12) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続を採用し又は維持することができる旨定めるとともに、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、情報の提供を求めることができる旨定める。（第六十八条）

(13) 第七章の規定と他の章の規定が抵触する場合、当該他の章の規定が優先する旨定める。（第六十九条）

(14) 一方の締約国は、第三国の投資家によつて所有され又は支配される他方の締約国の企業について、一定の場合には、第七章の利益を否認することができる旨定める。（第七十条）

(15) 投資支援機関による投資支援について定める。（第七十一条）

(16) 一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。（第七十二条）

(17) 両締約国が締結している知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及びその義務を免れさせるものと解してはならないこと等について定める。（第七十三条）

(18) 両締約国は、保健、安全又は環境に関する国内措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認めること等について定める。（第七十四条）

(二) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決（第一節）

(1) 第二節の目的について定める。（第七十五条）

(2) 投資家が請求を仲裁に付託することができる場合について定める。（第七十六条）

- (3) 紛争の当事者は、まず、協議又は交渉により請求を解決するよう努める旨定める。 (第七十七条)
- (4) 紛争の当事者である投資家は、請求を仲裁に付託する少なくとも百八十日前に、紛争の当事者である締約国に対して書面により協議を要請する旨定める。 (第七十八条)
- (5) 紛争の当事者である投資家が請求を付託することができる仲裁の種類について定める。 (第七十九条)
- (6) 各締約国は、第二節に定める手続に従つて行われる仲裁への請求の付託に同意する旨定める。 (第八十条)
- (7) 締約国の仲裁への同意に関する条件及び制限について定める。 (第八十一条)
- (8) 仲裁裁判所の構成について定める。 (第八十二条)
- (9) 複数の仲裁に付託された請求が併合される場合について定める。 (第八十三条)
- (10) 仲裁の準拠法について定める。 (第八十四条)
- (11) 紛争の当事者である締約国は、仲裁に付託された請求について他方の締約国に通知する旨定める。 (第八十五条)
- (12) 紛争の当事者でない締約国は、協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる旨定める。 (第八十六条)
- (13) 紛争の当事者でない締約国は、仲裁裁判所に提出された証拠等の写しを紛争の当事者である締約国から受領することができる旨定める。 (第八十七条)
- (14) 仲裁裁判所は、別段の合意がある場合を除き、ニューヨーク条約を締結している国において仲裁を行う旨定める。 (第八十八條)
- (15) 附属書の適用範囲が問題となつた場合には、仲裁裁判所は、合同委員会にその問題についての解釈を採択するよう要請する旨定める。 (第八十九条)
- (16) 仲裁手続における専門家による報告について定める。 (第九十条)
- (17) 仲裁裁判所は、暫定的な保全措置を命ずることができる旨定める。 (第九十一条)
- (18) 仲裁裁判所は、紛争の当事者である締約国に対し、損害賠償金及び適当な利子若しくは原状回復のいづれか又はこれらの組合

せについてのみ最終的な裁定を下すことができる旨定める。（第九十二条）

(19) 裁定は最終的なものであり、かつ、特定の事件に関して紛争の当事者を拘束する旨定める。（第九十三条）

(20) 第二節における紛争解決手続の詳細について定める。（第九十四条）

(21) 締約国が投資財産の取得を禁止し又は制限する場合には、紛争解決に関する第二節及び第十五章の規定は適用されない旨定める。 （第九十五条）

### (三) 定義（第三節）

第七章における用語の定義について定める。（第九十六条）

### 8 国境を越えるサービスの貿易（第八章）

(一) 第八章の規定が適用される範囲について定める。（第九十七条）

(二) 各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第九十八条）

(三) 各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、最惠国待遇を与える旨定める。（第九十九条）

(四) いづれの締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、自国内に代表事務所等を設立し、又は居住することを求めてはならない旨定める。 （第一百条）

(五) 附属書六に記載される現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持義務が課される旨定める。附属書七に記載される分野については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持義務は課されない旨定める。 （第一百一条）

(六) 各締約国は、第八章の規定等の実施に著しく影響を及ぼす可能性があると認める新たな措置について、他方の締約国に対し最大限可能な範囲で通報する旨定める。 （第一百二条）

(七) サービスの貿易に関する小委員会を設置する旨定める。 （第一百三条）

(八) サービス提供者の免許、資格証明又は技術上の基準に関する措置が適合すべき基準等について定める。 （第一百四条）

(九) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によつて所有され又は支配される企業

により提供されており、かつ、一定の場合には、第八章の利益を否認することができる旨定める。 (第一百五条)

(イ) 第八章における用語の定義について定める。 (第一百六条)

## 9 金融サービス（第九章）

(ア) 第九章の規定が適用される範囲について定める。 (第一百七条)

(イ) 両締約国は、経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約及びサービス貿易一般協定並びに両締約国が締結している他の国際協定において各締約国が行つた約束によつて拘束される旨定める。 (第一百八条)

(ウ) 第九章の規定には、第十五章の紛争解決手続を適用しない旨定める。 (第一百九条)

(エ) 締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し又は維持することができる旨定める。 (第一百十条)

(オ) 第百七条1に規定する措置には、第七章及び第八章の規定を適用しない旨定める。 (第一百十一条)

(カ) 第九章における用語の定義について定める。 (第一百十二条)

## 10 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在（第十章）

(ア) 第十章の規定は、入国及び一時的な滞在を促進すること並びに透明性を有する基準及び手続を定めることができることと、並びに国境の安全を確保し並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである旨定める。 (第一百十三条)

(イ) 第十章の規定が適用される範囲について定める。 (第一百十四条)

(ウ) 各締約国は、第十章の規定に従つて、他方の締約国の国民に対し入国及び一時的な滞在を許可する旨定める。 (第一百十五条)

(エ) 各締約国は、他方の締約国に対し、第十章の規定に関する措置の内容を知ることができる資料を提供すること等について定める。 (第一百十六条)

(オ) 入国及び一時的な滞在に関する小委員会を設置する旨定める。 (第一百十七条)

(カ) いざれの締約国も、第十章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否については、一定の場合を除き、他方の締約国に対し協議を要請することができないこと等について定める。 (第一百十八条)

- (一) 第十一章の規定が適用される範囲について定める。 (第一百十九条)
- (二) 各締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービス並びに他方の締約国の物品及びサービスの供給者に対し、内国民待遇を与える旨定める。 (第一百二十条)
- (三) 各締約国は、通常の貿易において締約国が適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならないこと等について定める。 (第一百二十二条)
- (四) 各締約国は、附属書十八において特定する規定に従つて定める規則及び手続を適用すること等について定める。 (第一百二十三条)
- (五) 各締約国は、機関が、調達の効果を減殺するような措置を考慮し、求め又は課さないことを確保する旨定める。 (第一百二十四条)
- (六) 各締約国は、政府調達に関する法令、司法上の決定、一般に適用される行政上の決定及び手続を速やかに公表すること等について定める。 (第一百二十四条)
- (七) 各締約国は、第十一章の規定に対する違反に関する供給者の苦情申立ての手続を定める旨定める。 (第一百二十五条)
- (八) 第十一章のいかなる規定も、締約国が自國の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報につき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならないこと等について定める。 (第一百二十六条)
- (九) 政府調達に関する小委員会を設置する旨定める。 (第一百二十七条)
- (十) 附属書十一等に関する訂正又は修正の手続について定める。 (第一百二十八条)
- (十一) 機関に対する連邦政府又は中央政府による監督が実効的に排除されたときは、第十一章の規定は、当該機関については、適用しない旨定める。 (第一百二十九条)
- (十二) 合同委員会は、両締約国に対し、政府調達市場への効果的なアクセスについての条件を向上させるための適当な措置をとることを勧告することができることについて定める。 (第一百三十条)

## 12 競争（第十二章）

- (一) 各締約国は、反競争的行為に対し適当と認める措置をとる旨定める。 (第一百三十一条)
  - (二) 両締約国は、反競争的行為の規制に関して協力し、その協力の内容は、実施取極で定める旨定める。 (第一百三十二条)
  - (三) 各締約国は、国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争に関する法令を適用する旨定める。 (第一百三十三条)
  - (四) 各締約国は、反競争的行為を規制するため、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する旨定める。 (第一百三十四条)
  - (五) 第十二章の規定には、第一百六十四条の規定及び第十五章の紛争解決手続を適用しない旨定める。 (第一百三十五条)
- 13 ビジネス環境の整備（第十三章）
- (一) 両締約国は、ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために隨時協議する旨定める。 (第一百三十六条)
  - (二) ビジネス環境の整備に関する委員会を設置する旨定める。 (第一百三十七条)
  - (三) 第十三章の規定には、第十五章の紛争解決手続を適用しない旨定める。 (第一百三十八条)
- 14 二国間協力（第十四章）
- (一) 両締約国は、民間企業による貿易及び投資の活動を促進することに協力し、貿易及び投資の促進の分野における協力に関する小委員会を設置する旨定める。 (第一百三十九条)
  - (二) 両締約国は、<sup>ナシ</sup>野産業の発展を促進することに協力する旨定める。 (第一百四十条)
  - (三) 両締約国は、中小企業の発展を促進することに協力する旨定める。 (第一百四十二条)
  - (四) 両締約国は、科学技術の分野における協力を促進すること等について定める。 (第一百四十三条)
  - (五) 両締約国は、技術及び職業に関する教育及び訓練の分野において協力を發展させる旨定める。 (第一百四十四条)
  - (六) 両締約国は、知的財産の分野における協力を發展させる旨定める。 (第一百四十五条)
  - (七) 両締約国は、農業の分野において協力し、農業の分野における協力に関する小委員会を設置する旨定める。 (第一百四十六条)
  - (八) 両締約国は、観光の促進及び發展に協力し、観光の分野における協力に関する小委員会を設置する旨定める。 (第一百四十七条)
  - (九) 両締約国は、環境の分野において協力する旨定める。 (第一百四十七条)

(+) 第十四章の規定には、第十五章の紛争解決手続を適用しない旨定める。 (第一百四十八条)

(+) 観光の分野における協力に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定は、この協定の効力発生の日に効力を失うこと等について定める。 (第一百四十九条)

#### 15 紛争解決（第十五章）

(+) 第十五章の規定が適用される範囲について定める。 (第一百五十条)

(-) 第十五章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではないこと及び紛争解決手続の選択等について定める。 (第一百五十一条)

(-) 各締約国は、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。 (第一百五十二条)

(-) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。 (第一百五十三条)

(-) 仲裁裁判所の裁定について定める。 (第一百五十四条)

(-) 仲裁裁判所の終了について定める。 (第一百五十五条)

(-) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。 (第一百五十六条)

(-) 第十五章に定めるいかなる期間も、両締約国間の相互の同意により変更することができる旨定める。 (第一百五十七条)

(-) 仲裁裁判所の費用について定める。 (第一百五十八条)

(+) 仲裁裁判所に関する詳細及び手続については、合同委員会が採択する手続規則の定めるところによる旨定める。 (第一百五十九条)

#### 16 協定の実施及び運用（第十六章）

(-) 各締約国が協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続等を速やかに公表すること等について定める。 (第一百六十条)

(-) 各締約国政府は、公衆による意見提出の手続を維持するよう努める旨定める。 (第一百六十二条)

(-) 締約国の権限のある当局は、申請が提出された後合理的な期間内に、決定を申請者に通知し、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を提供するとともに、ある者に対し義務を課し又は権利を制限する措置をとる場合には、当該措置の対象者に対し、適当な通知及び当該措置の対象者の主張等を提示するための適当な機会を与える旨定める。 (第一百六十二条)

(四) 各締約国は、行政上の行為について速やかに審査し、正当な理由がある場合には、その是正を求めるため、公平で独立した司法裁判所等を維持する旨定める。 (第百六十三条)

(五) 協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が法令の実施を妨げること等となる秘密の情報の提供を要求するものではない旨定めるとともに、締約国は、他方の締約国が提供した秘密の情報の秘密性を保持する旨定める。 (第百六十四条)

(六) 両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する旨定める。 (第百六十五条)

(七) 両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する旨定める。 (第百六十六条)

(八) 通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定は、この協定の効力発生の日に効力を失うこと等について定める。 (第百六十七条)

#### 17 例外規定（第十七章）

- (一) 千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定の一部を成す旨定める。 (第百六十八条)
- (二) 協定のいかなる規定も、締約国に対し、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める特定の措置をとることを妨げること等を定めるものと解してはならない旨定める。 (第百六十九条)
- (三) 第百七十条に別段の定めがある場合を除き、協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については適用しないこと等について定める。 (第百七十条)
- (四) 支払及び資金の移転並びに国際収支の擁護のための制限について定める。 (第百七十二条)

#### 18 最終規定（第十八章）

- (一) 目次並びに章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されているものであり、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。 (第百七十三条)
- (二) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。 (第百七十四条)
- (三) 協定の改正について定める。 (第百七十四条)

- 19
- (四) 協定の効力発生について定める。 (第百七十五条)
  - (五) 協定の終了について定める。 (第百七十六条)
  - (六) 協定の正文について定める。 (第百七十七条)

附属書

(一) 両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について定める。 (附属書一)

これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による関税撤廃等の概要

イ 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千三百品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千五百品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約八百五十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千三百十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千九百六十品目のうち、約五十品目（皮革・履物関連）を除くものについて関税を撤廃し、農林水產品約二千三百四十品目のうち、約千二百六十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、特恵輸入枠の設定、あるいは除外品目の各分類で対応する。

ロ 主要品目の概要（いずれの品目についても、協定発効後五年目に再協議）

(イ) 豚肉

従価税率半減の特恵輸入枠の設定（初年度三万八千トン→五年目八万トン）

(ロ) オレンジジュース

関税率半減の特恵輸入枠の設定（初年度四千トン→五年目六千五百トン（濃縮換算））

(ハ) 牛肉

協定発効後二年間は、市場開拓を目的として十トンの特恵輸入枠（無税）を設定。三年目以降は、特恵輸入枠を設定（三年目三千トン→五年目六千トン）。関税率は、協定発効後二年目に協議

## (2) 鶏肉

協定発効後一年間は、市場開拓を目的として十トンの特恵輸入枠（無税）を設定。二年目以降は、特恵輸入枠を設定（二年目二千五百トン→五年目八千五百トン）。関税率は、協定発効後一年目に協議

## (3) オレンジ生果

協定発効後二年間は、市場開拓を目的として十トンの特恵輸入枠（無税）を設定。三年目以降は、特恵輸入枠を設定（三年目二千トン→五年目四千トン）。関税率は、協定発効後二年目に協議

## (2) メキシコによる関税撤廃等の概要

## イ 措置の内容及び対象品目

品目数では、現時点で全約一万二千百品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約四千七百品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約六千五百六十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約八百二十品目になる。

分野別では、鉱工業品約一万六百七十品目のうち約百四十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水產品約千四百三十品目のうち、約六百二十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、特恵輸入枠の設定、あるいは除外品目の各分類で対応する。

## ロ 主要品目の概要

## (1) 鉄鋼

例外なく、すべての鉄鋼製品について、十年以内に関税を撤廃。そのうち、電子、家庭用電氣製品、資本財、自動車の四分野向けに使われるもの等については、関税を即時撤廃

## (2) 自動車

協定発効時より六年目までは、乗用車及び大型を除くバス及びトラックについて、それぞれの年の前年のメキシコ国内販売台数の五パーセントの新規の無税枠を設け、七年目からは完全に関税を撤廃（ただし、メキシコ国内に生産拠点を有する企業向けの既存無税枠は、別途維持）

- (二) 関税以外の輸出入の禁止又は制限の例外としてのメキシコの措置について定める。 (附属書一一)
- (三) 両締約国が保護すべき蒸留酒の地理的表示について定める。 (附属書三)
- (四) 品目別原产地規則について定める。 (附属書四)
- (五) 原産品として申告された產品についての確認の結果が明らかとなるまでの間、税関当局が、一定の產品について、担保の提供を条件に輸入される產品の引取りを許可することができることを確認する旨定める。 (附属書五)
- (六) 投資及び国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最惠国待遇等に関する規定により課される義務に適合しない現行の措置に各締約国が付する留保について定める。 (附属書六)
- (七) 投資及び国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最惠国待遇等に関する規定により課される義務に適合しない新たな又は一層制限的な措置を維持し又は採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する各締約国の留保について定める。 (附属書七)
- (八) メキシコにおいて国家が活動を排他的に行う権利及びこれらの活動における投資財産の設立を許可することを拒否する権利を留保する事項等について定める。 (附属書八)
- (九) 両締約国の投資についての最惠国待遇の規定の適用についての例外について定める。 (附属書九)
- (十) 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分について定める。 (附属書十)
- (十一) 協定第十一章の規定の適用を受ける各締約国の機関について定める。 (附属書十一)
- (十二) 協定第十一章の規定の適用を受ける各締約国の調達に係る物品について定める。 (附属書十二)
- (十三) 協定第十一章の規定の適用を受ける各締約国の調達に係るサービスについて定める。 (附属書十三)
- (十四) 協定第十一章の規定の適用を受ける各締約国の調達に係る建設サービスについて定める。 (附属書十四)
- (十五) 各締約国について適用される調達についての基準額について定める。 (附属書十五)
- (十六) 協定第十一章の規定にかかわらず、附属書十一から十四までが従う経過規定及び協定第十一章の規定が適用されない調達に関する恒久規定について定める。 (附属書十六)

(d) 調達に関する法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を公表するために両締約国が使用する出版物について定める。（附属書十七）

(e) 各締約国について適用される調達手続について定める。（附属書十八）

## 20 実施取極

三 協定の実施のための国内措置

協定第十二章に関連し、競争分野で、両締約国政府が行う協力活動の手続等詳細を定める。

この協定を実施するため、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定の原産地証明書の発給等に関する法律案」（仮称）及び「関税暫定措置法の一部を改正する法律案」が今次国会に提出されることとなつてゐる。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は、必要としない。